

発議第218号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月30日

議会運営委員会委員長 大場 博文

長崎県議会議長 外間 雅広 様

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長崎県議会会議規則（昭和 38 年長崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>(修正動議の提出)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 前項の修正動議については、<u>前条第 3 項</u>の規定を準用する。</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第 117 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（<u>第 16 条第 3 項（第 17 条第 2 項において準用される場合を含む。）</u>、<u>第 20 条</u>、<u>第 22 条第 6 項</u>、<u>第 24 条第 1 項</u>、<u>第 46 条第 2 項</u>、<u>第 77 条</u>、<u>第 90 条第 2 項</u>及び第 114 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されて</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>(修正動議の提出)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 前項の修正動議については、<u>前条第 2 項</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(配布に代わる措置)</u></p> <p><u>第 117 条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって議長が定めるものを講じたときは、当該配布を行ったものとみなす。</u></p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第 117 条の 2 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 20 条、第 24 条第 1 項、第 77 条及び第 114 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機</p>

いる事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時) に当該者に到達したものとみなす。

5 及び 6 略

(電磁的記録による作成等)

第 117 条の 2 略

2 略

に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時) に当該者に到達したものとみなす。

5 及び 6 略

(電磁的記録による作成等)

第 117 条の 3 略

2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

欠席届の対象の見直し及び議会手続のオンライン化に関する規定の整理等に伴い所要の改正を行うものである。これが規則案を提出する理由である。